もの」を加え、同号ロ中「投資信託受益証券」を「投資信託受益証券等」に改め、「規定する取得」の下に「又はこれに類するもの」を加え、同条第十七号中「投資信託受益証券、法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（投資信託受益証券に類するものに限る。以下この章において「外国投資信託受益証券」という。）、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するもの」を「投資信託受益証券等又は投資証券」に改め、同条第二十二号中「及び第十四条第六号」を削り、「この条及び第十四条」を「この条」に改め、同条第二十四号中「及び第十四条」を削り、同条第二十六号から第二十八号までの規定中「投資信託受益証券」を「投資信託受益証券等」に改め、同条第二十九号中「投資信託受益証券」を「投資信託受益証券等」に改め、「及び第十四条」を削り、同条第三十号中「投資信託受益証券」を「投資信託受益証券等」に改め、同条第三十一号中「投資信託受益証券の」を「投資信託受益証券等の」に、「投資信託受益証券に」を「投資信託受益証券等に」に改め、「及び第十四条」を削り、「投資信託受益証券オプション取引」を「投資信託受益証券等オプション取引」に、「投資信託受益証券を」を「投資信託受益証券等を」に、「投資信託受益証券オプション取引」を「投資信託受益証券等オプション取引」に改め、同条第三十二号中「投資信託受益証券を」を「投資信託受益証券と」を「投資信託受益証券等を」に、「投資信託受益証券の」を「投資信託受益証券等の」に、「投資信託受益証券と」を「投資信託受益証券等と」に改め、同条第三十三号中「次のイからホまでに掲げる有価証券」を「投資信託受益証券等」に、「それぞれ当該イからホまでに定める」を「当該投資信託受益証券等（第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る」に、「当該有価証券」を「当該投資信託受益証券等」に改め、同号イからホまでを削り、同条第三十四号中「この章」を「この号」に改め、同条第三十六号中「開設する取引所金融商品市場」の下に「又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システム（令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第七号から第九号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した認可金融商品取引業協会の会員及び店頭売買有価証券市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

一　前項第二号、第三号、第七号及び第九号から第十四号までに掲げる取引

二　店頭マーケットメイカーが、売付けの気配を出す店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

三　買い付けた店頭売買有価証券（店頭売買有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る店頭売買有価証券を除く。）であってその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた店頭売買有価証券により当該売付けの決済を行う取引

四　店頭売買有価証券市場における売買のうち、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買（以下この章において「システム売買」という。）が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

五　空売りを行う取引であって、次に掲げる理由によるもの

イ　株券の名義書換

ロ　株券に記載された株式の数が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ　毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

六　信用取引

七　前項第二十号、第二十一号及び第三十四号に掲げる取引

八　店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の店頭売買有価証券につき空売りを行う取引

九　店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の価格を他の認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システムにおける当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引

3　令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第六号から第九号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

一　第一項第二号、第三号、第七号、第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる取引

二　第十四条第二項に規定する金融商品取引業者等が、売付けの気配を出す私設取引システムにおいて当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

三　買い付けた有価証券（私設取引システムにおいてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券を除く。）であってその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引

四　空売りを行う取引であって、次に掲げる理由によるもの

イ　株券の名義書換

ロ　株券に記載された株式の数が法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ　毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

五　法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客である金融商品取引業者等が次に掲げる価格で顧客と取引所金融商品市場外又は金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客の有している有価証券（借り入れているもの及び令第二十六条の二に規定する場合に該当する場合における同条の有価証券を除く。）の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該金融商品取引業者等が自己の計算により空売りを行う取引（あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限り、第一項第三号に掲げる取引を除く。）

イ　当該買付けを行う日の当該取引所金融商品市場における当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買立会における総売買代金を総売買高で除して得た価格（ロにおいて「出来高加重平均価格」という。）

ロ　出来高加重平均価格を目標として、当該金融商品取引業者等が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該取引所金融商品市場又は当該金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおいて分割して売付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金を総売付高で除して得た価格

六　第一項第二十号から第三十二号まで及び第三十四号に掲げる取引

七　私設取引システムにおける投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引